

< JIS マーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

共 追加の JIS マークの表示について

2008 年 1 月 10 日
JIS 登録認証機関協議会

設 問

鋳工業品自体等のしかるべき場所に基準に準拠して認証マーク等(JIS マーク、近傍表示事項、付記事項)を表示しているが、それとは異なる製品部位に JIS マークのみを表示することは可能か。

解 釈

認証マーク等の表示に関する要求事項(旧制度の告示及び一般認証指針の表示要件等)を満足した表示がなされているのであれば、異なる製品部位に JIS マークを追加表示することを止めることはしない。ただし、この場合でも JIS マークのみの表示は許容できない。少なくとも登録認証機関のロゴは JIS マークとセットで表示しなければならない。

以 上